

Title	序
Sub Title	
Author	岩谷, 十郎(Iwatani, Jūrō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2021
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.94, No.1 (2021. 1) ,p.v- vii
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	大森正仁教授退職記念号
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20210128--005

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

序

大森正仁先生は、二〇二一（令和三）年三月末を以て慶應義塾大学法学部を定年により退職される。

一九七八（昭和五三）年、大森先生は塾法学部法律学科を卒業され、同年四月に大学院法学研究科修士課程公取得退学された。翌八四年より武蔵工業大学講師、また八五年より外務省経済局海洋課嘱託として、それぞれ八七年に至るまで勤務された。八七年四月より、先生は、法学部専任講師に採用され、九一（平成三）年に助教、九六年に教授に昇任され、現在に至る。この間、実に三四年の長きに亘り、法学部にご尽力下さった。

学部学生の時、大森先生は本塾名誉教授であられた故栗林忠男先生の研究会に学ばれた。国際法の大家である栗林先生の深い薫陶を受け、大森先生は特に国際責任法を専門に研究を進められた。先生の愛弟子である尹仁河先生に伺うと、国際責任法とは、「国際法上の義務違反によって生じた法的不正常を解消するための条件と手続を定める規範」である。大森先生は、修士論文のテーマとして、国際連盟の国際法委員会の法典化の対象とされていた国際責任を取り上げたが、もともとは学部の研究会で選択した課題であったという。そして、二〇〇二年に先生は法学博士の学位を授与されるが、その題目は「国家責任の履行における賠償について」であった。まさに初志貫徹の研究者魂がここに看取できよう。

一九九一年から九三年にかけて、大森先生は、英国のケンブリッジ大学国際法研究所に訪問研究員としてご留学された。また二〇〇〇～〇一年にかけては、オランダのロッテルダムにあるエラスムス大学、及びフランスの

パリ政治学院にそれぞれ訪問教授として在外研究に出かけられ、そこにおいても終始一貫して国際責任法の研究を究められた。そして二〇一八年に、慶應義塾大学法学研究会叢書として『国際責任の履行における賠償の研究』を上梓され、これまでのご研究を重厚な書籍に集大成された。

大森先生は長年、国際法事例研究会のメンバーとして、定評ある『日本の国際法事例研究』シリーズの刊行にも尽力された。またこれも尹先生から伺ったことだが、大森先生編著の『よくわかる国際法』（ミネルヴァ書房、二〇〇八年初版）は冒頭で五大大陸と国際法の動きを概観した後、国際法の主体、法源、責任、紛争解決の総論を解説し、各論を展開してゆく斬新なスタイルで、多くの読者を得て版を重ね、二〇二一年には第三版が刊行予定であるという。後述するが、先生は学生の教育指導や後進の育成のために労を惜しまなかった。同書はその一つの証左であろう。

二〇〇〇年から国際法学会の評議員、理事を一六年まで務められ、また二〇〇一年から一七年までは国連大学グローバルセミナー湘南セッションプログラム委員として多くの企画を成功に導かれた。そして、二〇〇二年から現在に至るまで世界法学会理事も務められている。

大森先生の厳しくも温かい教育は、ゼミ第一期から第三〇期まで三五〇人以上を育て、卒業生は各界にて社会に貢献している。ゼミの定員は厳格に一二名で狭き門であったという。その理由は卒論指導のためであり、ゼミ生は卒論の中間報告から執筆の過程、さらに三月の卒論発表会まで徹底的に指導を受けた。また先生は大学院生の指導にも心血を注がれ、多数の留學生を育て上げた。先生が自ら赤ペンで添削された修士論文の草稿を受けとった留學生は、「自分はこれまでの学生生活でこれほど丁寧な指導を受けたことはない。この朱が入った草稿は一生の宝です。」と感激し、自分もいつか後輩に同じようにできたらと述べたと言われる。

以上のように、大森先生は研究・教育の面で多くの足跡を残されたが、学内行政の面でも学内のさまざまな要

職を歴任され、慶應義塾の発展に大変尽力された。二〇〇一年から〇五年まで通信教育部長を務められ、学生により良い教育を提供するための改革を実行された。また、二〇〇七年から一一年までは湘南藤沢中等部・高等部長の重責を担われた。湘南藤沢高等部出身の塾生は「部長面談」（大学の各学部に進学するひとりひとりの生徒との面談）における大森先生の激励が忘れられないという。さらに二〇一五年から一七年までは横浜初等部長を務められ、初等部生からも慕われていた。この間大森先生は、塾内一貫校の国際化教育にも尽力された。そして二〇一七年から現在まで、常任理事（一貫教育校、体育会担当）として多くの難題に取り組まれている。

最後に私事ながら、私が専任講師に着任した直後に大森先生と研究室をご一緒させていただいた関係から、いろいろなことでご教示に与った。ご自身はあまりお酒を嗜まれないにも拘わらず学部の若手の飲み会にはよくお付き合ひ下さり、呂律の怪しくなった後輩たちの話にじっくりと耳を傾けて下さった。温厚で頼りがいのある兄貴的存在である、とはその時から今に至るまで変わらない先生に対する私の印象である。

ここに、大森正仁先生の長年に互る法学部へのご貢献に厚く御礼申し上げますとともに、今後のご健勝とご活躍とを心から祈念し、本号を謹んで進呈させていただきます。

二〇二一年一月

法学部長 岩谷 十郎